保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ・病気に対しては、保険金をお支払いしません。

契約者・被保険者の行為によるもの	●契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等
自然災害によるもの	●地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じたケガ・病気
既往症・先天性異常 等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常 等〔ただし、初回保険料払特約（新規用）に定めるところにより、保険料が払い込まれる場合を除きます。〕 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常 等
妊娠・出産にかかわる費用 等	●交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
（保険制度運営上） ケガ・病気にあたらないもの 等	●臍（サイ：へそ）ヘルニア、そけいヘルニア、停留睾丸 等 ●去勢（停留睾丸による去勢を含む）、避妊手術 等 ●爪切り〔狼爪（ろうそう）の除去を含む〕、肛門腺しぼり、耳掃除 等 ●乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置（不正咬合を含む） 等 ●断耳、断尾 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	●ワクチン等の予防措置により予防できる病気（ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く）
予防費用 等	●予防目的の診療費（狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等） ●マイクロチップの装着費用
検査・代替医療 等	●健康診断、症状を伴わない血液検査・糞便検査 等 ●中国医学（鍼灸を除く）、ホメオパシー等代替医療および減感作療法 等
健康食品・医薬部外品 等	●入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ●動物病院内で処置に用いられるものを除くシャンプー（薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む）、イヤークリーナー（医薬品イヤークリーナーを含む） 等 ●獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの〔健康補助食品（サプリメント）、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、海外薬 等〕
治療付帯費用 等	●時間外診療費、往診料、文書作成料 等 ●カウンセリング料、相談料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置 等

など

※すべての内容を記載しておりませんので、詳しくは「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。